

2006年4月17日

国土交通大臣 北側 一雄様

タクシー全面禁煙をめざす会  
代表 安井 幸一

## タクシーの全面禁煙について（申し入れ）

標記について、業界の自主的対応を待つのではなく、国が主体的に対処するものとし、「全面禁煙」に向けた罰則付き法令の整備を図るよう、以下の理由により申し入れます。

なお、この件につきまして、国土交通省としての考え方を、来る5月18日までにご回答くださるようお願いいたします。

### 記

1. 東京地方裁判所は、タクシー禁煙化裁判（平成16年（ワ）16632号）の判決（平成17年12月20日）の中で以下の通り指摘し、タクシー行政の転換を促していること。
  - (1) 副流煙の健康被害を明確に認め、特に、タクシー車内における副流煙がタクシー乗務員の健康に及ぼす影響は看過しがたいと述べ、その深刻性を指摘している。
  - (2) タクシー事業者は、タクシー乗務員に対し、受動喫煙の危険性から生命・健康を保護するよう配慮すべき安全配慮義務を負っており、この義務を尽くすためには、禁煙タクシーの導入と普及が望ましいとしている。
  - (3) 他の公共交通機関に比べ、タクシーの禁煙化が著しく遅れている現状を直視し、タクシー事業者の自主性に任せるのではなく、国の適切な対応を求めている。
  - (4) タクシー利用者の立場からも、タクシーの全面禁煙化が望ましいとしている。
2. たばこ規制枠組み条約が発効し、政府の姿勢が国際的にも問われていること。
3. 健康増進法第25条においては「多数の人の集まる施設」における受動喫煙防止対策を施設管理者に求めているが、タクシーも「施設」にあたると解されていること、及び車内においては「分煙」の措置を講じることが物理的にも不可能であること、並びに同法施行後3年を経過しようとしており、喫煙者の公共の場所における禁煙への理解と協力が相当程度進展している状況にあると考えられること。

以上

ご参考のため、別紙資料を添付いたします。

【連絡先】  
〒102-0072  
東京都千代田区飯田橋2-1-4 九段セントラルビル203  
Tel 03-3222-6781 Fax 03-3222-6780  
(担当・渡辺 文学)